

## 業務経理への繰入れ特例等の 通知改正(厚年)

|     |      |      |      |      |     |
|-----|------|------|------|------|-----|
| 対象先 | DB年金 | 厚生年金 | 適格年金 | 退職金  | その他 |
| 内容  | 法令通知 | 財政運営 | 資産運用 | 会計基準 | その他 |

ご参考にDBのお客様にも送付させていただきます。

### ポイント

年金経理から業務経理への繰入れ特例等について通知<sup>1</sup>が改正されましたのでご案内致します。

過日意見募集<sup>2</sup>が行われていたものであり、改正の内容は過去ご案内<sup>3</sup>の通りです。

なお、繰入れ特例の適用期限は省令改正により平成24年3月末まで延長済です。<sup>4</sup>

- 1 「厚生年金基金の財政運営について」平成8年6月27日年発第3321号、「厚生年金基金の解散等及び清算について」昭和50年2月19日年発第236号
- 2 ☞年金ニュースNo.192
- 3 ☞年金ニュースNo.195
- 4 ☞年金ニュースNo.200

繰入れ特例等の内容については次頁ご参照。

# 年金経理から業務経理への繰入れ(変更後)

変更なし

財政が健全である基金( 型・ 型とも)

(則第44条の2、財政運営基準第9)

| 繰入れ要件   | 繰入れ可能額   | 繰入れの用途  |
|---|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>必要な掛金引上げを実施済</li> <li>継続基準に抵触していないこと</li> <li>非継続基準に抵触した場合、掛金手当て済または掛金手当ての規約変更申請済みであること</li> <li>財政計算を財政運営基準に基づいて実施していること</li> </ul> | 純資産額<br>- (責任準備金 + ア + イ + ウ)<br>ア: 次回再計算時死差損見込額<br>イ: 給付改善準備金<br>ウ: その他ベースアップに備える額等数理人が留保すべきと認められた額 | <ul style="list-style-type: none"> <li>機械化・合理化経費</li> <li>給付改善経費</li> <li>啓発経費</li> <li>臨時的経費</li> <li>福祉施設の実施に必要な経費</li> </ul> |

変更なし

IA型、IB型の場合

(則第44条の2、財政運営基準第9)

| 繰入れ要件        | 繰入れ可能額   | 繰入れの用途  |
|--------------|--|---|
| IA型・IB型であること | と のいずれか小さい額<br>: 業務委託費用の 型との差額 × 0.9<br>: 純資産額 - (責任準備金 + 給付改善準備金) | <ul style="list-style-type: none"> <li>年金数理に関する事務等を基金自ら行うことに起因して新たに必要となる経費</li> </ul> |

、 の繰入れとは別に、 型基金の場合は「機械処理経費等」の勘定科目を設け委託可能業務のうち自ら行う業務に係る費用を年金経理から直接支出することが可能とされた。

今回変更

今回変更

繰入れ特例の適用( 型、 型とも)

(今回通知改正)

| 繰入れ要件   | 繰入れ可能額   | 繰入れの用途  |
|---|----------|---|
| 平成23年度決算において掛金引上げが必要となった場合には適正な掛金の引上げを行う旨を、予め代議員会議決する<br>申請時の積立状況不問 | 限度額は設けない | 平成22年度・23年度に支出する経費のうち以下に掲げる用途<br>国の厚生年金保険被保険者原簿と基金の加入員原簿との突き合せ<br>加入員等に対する記録等の提供<br>裁定請求の勧奨及び住所管理 |

掛金引上げ議決に緩和

限度額なしに緩和

平成24年3月末まで適用延長

以上



三菱UFJ信託銀行